

特別養護老人ホームの特例入所に関する ご案内（要介護1・2の方）

特別養護老人ホームに入所できる方は、原則要介護3以上の方が対象です。ただし、要介護1、2の方でも、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な場合は、区市町村の関与のもと特例的に入所を認めること（特例入所）ができるとされています。

また、既に特別養護老人ホームの入所申込みをされた後に、要介護1・2となった方も、以下の要件にあてはまる場合は、再度申請をいただくことにより、名簿に氏名が登載されます。

1 やむを得ない事情とは

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること
- ⑤ 子ども・若者が家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる状況にあり、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

2 文京区における特例入所の対象者（要介護1、2）

文京区では、上記1のいずれかの事情に該当し、かつ、文京区特別養護老人ホーム入所基準に基づき合計点50点以上と判定された方は、入所の対象となります。

また、上記1のうち、①又は②の事情に該当し、かつ、入所基準2及び3の項目を合算して26点以上と判定された方も対象となります。

3 入所を希望される方へ

上記の要件をご確認いただいたうえで、入所を希望される方は、ケアマネジャー等と相談のうえ、申込書等と特例入所調査票を施設に提出してください。その際、愛の手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は、同時に提示してください。

申込先は、区内施設は該当施設へ直接申し込み、区外施設は高齢福祉課（文京シビックセンター9階）に申し込みとなります。